



想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付させていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会
業務研究委員会
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

こんなこと、ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安. . .
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☛ **ご相談先は裏面に！**

こんな使い方は、いかがでしょう？

老後の面倒を看てもらおう代わりに、財産を優先的に引き継がせたいと考える高齢者は少なくないようです。遺言の活用も一つの方法ですが、面倒を看てもらおう側の親御さんとしては、死亡後の遺産承継として財産を譲るのではなく、ご自身が元気なうちに贈与することで、お互いに気持ち良くお世話をしてもらいたいと考える方も少なくないのではないのでしょうか？

このような場合「負担付贈与契約」が利用できます。贈与を受ける側が「親を世話する」という義務を履行することを条件に、親から子へ毎年定期的に金銭を贈与するような方法です。仮に、子が親の世話をしないよう

なときには、親は契約を解除することができ、この場合には既に贈与された財産も子から親へと返還する必要があります。

しかし、子が親の世話をしなくなるのは、往々にして親の判断能力が低下し、足腰の自由も利かなくなった後のことでしょう。この場合、本来であれば贈与契約は解除できますが、判断能力が低下しているため成年後見人等を選任しなければ解除が実現できません。定額自動送金を利用しているようなケースでは金融機関との送金契約も停止できず、結果として負担義務を履行しない子が贈与を受け続けるという不合理な結果をもたらす可能性も残ります。

こんな時にも、民事信託が活用できそうです。委託者は親御さん、受託者は信頼できる身内や専門家、面倒を看てもらおうお子さんを受益者としましょう。

委託者は、受託者に対し、受益者が委託者のお世話をしている限り、毎年一定の時期に一定の金銭を受益者に支払うこととします。仮に受益者がお世話をしなくなった場合、受託者から受益者への支払いは停止し、残余の信託財産を施設入所費等に充てることで委託者自身の老後の安心な暮らしに備える等の制度設計が考えられそうです。

アイデア次第で、民事信託はもっと活用場面が広がりそうですね！

民事信託FAQ

皆さんの、いろんな疑問にお答えします！！

Q・先日、私が営んでいる事業を拡大するため金融機関に融資を申し込んだところ「賃貸マンションを担保提供してくれば融資できる」との回答がありました。ところがこの賃貸マンションは、父を委託者兼受益者、私を受託者とする信託財産です。父の老後の生活保障を目的として信託を利用していますが、私の事業資金のために担保提供できますか？

A・担保提供はできません。

受託者は、信託の目的に沿って信託財産を管理・処分する必要がありますが、ご質問のケースでは、もっぱら受託者であるご質問者の利益のために信託財産を担保提供しようとしているからです。

このような、受益者と受託者との利益が相反するような契約は、信託法によって厳格に禁止されています。一方で、よりフレキシブルに信託を活用することができるようにする趣旨から、例外としてあらかじめ信託契約の条項に「受託者が●●することができる」と個別具体的に明示されている場合には、その行為が信託の目的に適している限り、利益相反行為に該当したとしても許容されます。

今回のケースでは、ご質問者の事業資金の担保として信託財産を提供する行為は、そもそも受益者の生活支援という信託の目的に合致していませんので、このような行為は禁止されるのです。

職業柄、司法書士は書籍に触れる機会が多いです。
その書籍の中から、自分だけでなく皆さんにも手に取って
読んでいただきたい本を紹介したいと思います。



メンバーお勧め
「この1冊」
By 中里



著者の一人、
山田茂樹さん
が word の機
能だけを駆使した自称“ワード
アート”による中里の似顔絵。



第5回 トラブル事案に学ぶ 『おしゃべり消費者法』

今回は私、中里が、宮内豊文司法書士、山田茂樹司法書士
のほか、静岡県内で活躍されている消費生活相談員さんの協
力の下で執筆した『おしゃべり消費者法』をご紹介します！

とっつきにくい「法律」を4人がおしゃべり形式で説き進める本書は、一般の方でもすらすらと読んで
いただける内容になっています。

また、本書が取り上げる「消費者法」というジャンルは、市民生活ととても密接に関わっていますの
で、皆さんが日常で遭遇する可能性があるさまざまなトラブルや悪質商法を取り上げ、被害に遭わないた
めの注意点やトラブル解決のための具体的な手続きなど、読者の皆さんに「消費者法」の活用場面がイメ
ージできるように構成されています。

法律入門書としてもお勧めですし、価格も1,500円とお手頃ですよ！ ぜひご一読ください！！

司法書士会も「叶」に注目しています！

先日、県司法書士会掛川支部から研修会の講師としてお招きいただきました！
3月10日には浜松支部でも同様の研修会があり、私たち「叶」の活動や成果
が県司法書士会でも注目されているようです。
なお、講義内容は次のとおり。

- 第1講「信託の基礎と受任時における聞き取り方法～「叶カルテ」の紹介～」
【小出洋史】
- 第2講「契約条項から信託目録を起案してみよう」
【中里 功】
- 第3講「信託実務の盲点」
【名波直紀】



ご相談・お問い合わせはこちらへ！！

☎ 053-589-5745

【窓口担当・小出洋史】

<http://hyakunen-juku.sakura.ne.jp/trust/>

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。